平成２４年（フ）第３４４号
山梨県笛吹市御坂町井之上160番地
債務者　網倉　久子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４９号
山梨県南アルプス市徳永205番地５
債務者　中西　　肇
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６４号
山梨県笛吹市御坂町成田520番地１
債務者　片桐　正和
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８９号
岐阜市細畑１丁目11番７―302号　野寄ハイツ
債務者　鈴木　大樹
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第８２号
岐阜県可児市広見1651番地１　プロミネンス202
債務者　上野　初香
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第４０９号
静岡県沼津市共栄町16―18　グランシャリオ201号、住民票上の住所静岡県沼津市大手町５丁目２番１号
債務者　渡邉　竹彦
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３６９号
愛知県豊田市浄水町原山１番地54　グループホームプルミエールさなげ、住民票上の住所愛知県豊田市日南町４丁目36番地　アルトピアーノ日南301号
債務者　脇之園知子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３８３号
滋賀県栗東市高野777番地　304号、前住所滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘５丁目16番地５
債務者　藤原　賢二
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８５号
大津市別保１丁目５番18号
債務者　山根　正之
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９０号
大津市仰木の里東２丁目７番７号
債務者　和田　時子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１８号
鳥取県八頭郡八頭町郡家64番地10
債務者　福本　鉄平
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３０号
鳥取県鳥取市上町134番地　上町コーポレーション102号、旧住所鳥取県鳥取市古海818番地３
債務者　岸本　直美
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９号
鳥取県倉吉市上福田324番地３
債務者　岩間　康成
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第５４８号
岡山県和気郡和気町佐伯158　特別養護老人ホームひまわり園、住民票上の住所岡山県和気郡和気町吉田878番地２
債務者　野上　二郎
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１８号
広島市安佐北区深川１丁目５番５号、申立時の住所広島市安佐北区深川６丁目46番９号
債務者　延岡恵美子（旧姓小鷹狩）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８９６号
広島市南区大州２丁目７番７号―305号室、住民票上の住所広島市南区大州２丁目４番18号
債務者　福冨　　司
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部